【関連資料】

- 1 児童相談所一覧等
- · 全国児童相談所一覧
- ・児童相談所等の児童虐待・非行対応 専従組織等の設置状況

全国児童相談所一覧 (平成20年4月1日現在)

都道府県 政令指定都市	児童相談所	₹	住所	120話番号
	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通门	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市潮見1~11	0162-32-617
	帯広児童相談所	080-0802	帯広市東2条南24-14	0155-22-5100
1 北海道	釧路児童相談所	085-0053	釧路市豊川町3-18	0154-23-714
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-415
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-349
:	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-111
	· 室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市舞町1-6-12	0143-44-415
	中央児童相談所	038-0003	青森市石江字江渡5~1	017-781-974
	むつ児童相談所	035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-597
	弘前児童相談所	036-8065	弘前市大字西城北1-3-7	0172-36-747
2 青森	五所川原児童相談所	037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-155
	八戸児童相談所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-227
	七戸児童相談所	039~2571	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-808
	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-960
3 岩手	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-405
,	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-056
	中央児童相談所		仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-153
Ì	東部児童相談所	986-0812	4	0225-95-112
4 宮城	気仙沼支所	988-0066		0226-21-102
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川駅南2-4-3	0229-22-003
	中央児童相談所	010-1602	<u> </u>	018-862-731
5 秋田	北児童相談所	018-5601		0186-52-395
3 1/2 113	南児童相談所	013-8503	f	0182-32-050
	中央児童相談所	990-0031		023-627-119
6 山彤	庄内児童相談所	997-0013		023-027-119
		960-8002		024-534-510
	中央児童相談所			
	県中児童相談所	963-8540 961-0074		024-935-061 0248-22-564
7 福島	白河相談室			
/ 19 325	会津児童相談所		会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-140
	南会津相談室		南会津町大字田島字天道沢甲2542-2	0241-63-030
	浜児童相談所	970-8033		0246-28-334
	南相馬相談室		南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-113
	中央児童相談所	310-0011	水戸市三の丸1-5-38	029-221-499
	日立児童分室	317-0072		0294-22-029
8 茨城	鹿行児童分室	311-1517		0291-33-411
	土浦児童相談所	300-0815		029-821-459
	筑西児童柏談所		筑西市玉戸1336-16	0296-24-161
	中央児童相談所	320-0071		028-665-783
9 栃木	県南児童相談所	328-0042	·	0282-24-612
	県北児童相談所		那須塩原市南町7-20	0287-36-105
	中央児童相談所		前橋市野中町360-1	027-261-100
10 群馬	西部児童相談所		高崎市高松町6	027-322-249
	東部児童相談所	373-0033		0276-31-372
1	中央児童相談所	362-0013		048-775-415
	南児童相談所	330-0073	さいたま市浦和区元町2-30-20	048-885-415
11 埼玉	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-415
11 100 15	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1~9~2	04-2992-415
	熊谷児童相談所	360-0014	航谷市箱田5-12-1	048-521-415
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市大字恩間402-1	048-975-415

全国児童相談所一覧(平成20年4月1日現在)

都道府県 政令指定都市	児童相談所	₹	住所	電話番号
	中央児童相談所	263-0016	干葉市稲毛区天台1-10-3	043-253-41
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-10
12 千葉	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-71
14 1 MR	銚子児童相談所	288-0813	銚子市台町2183	0479-23-00
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-17
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-31
	児童相談センター	162-0052	新宿区戸山3-17-1	03-3208-11
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-54
	墨田児童相談所	130-0022	墨田区江東橋1-16-10	03-3632-46
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-60
	北児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-54
13 東京	立川児童相談所	190-0012	立川市曙町3-10-19	042-523-13
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-37
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町2-7-13	042-624-11
	足立児童相談所	123-0845	足立区西新井本町3-8-4	03-3854-11
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市諏訪2-6	042-372-56
	世田谷児童相談所	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12	03-5477-63
	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-16
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-70
14 神奈川	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-80
	相模原児童相談所		相模原市淵野辺2-7-2	042-750-00
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-11
	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-11
	長岡児童相談所	940-0865	長岡市四郎丸町字沖田237	0258-35-85
15 新潟	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-33
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-91
	南魚沼児童相談所	949-6623	南魚沼市六日町620-2	025-770-24
10 %.1.	富山児童相談所		富山市東石金町4-52	076-423-40
16 塞山	高岡児童相談所	933-0045	高岡市本丸町12-12	0766-21-21
17 T III	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-95
17 石川	七尾児童相談所	926-0031	 	0767-53-08
10 45 41	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-51
18 福井	敦賀児童相談所		敦賀市角鹿町1-32	0770-22-08
(a.). Eu	中央児童相談所		甲府市北新1-2-12	055-254-86
19 山梨	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-78
	中央児童相談所		長野市若里7-1-7	026-228-04
	松本児童相談所	390-1401		0263-91-33
20 長野	飯田児童相談所		飯田市大瀬木1107-54	0265-25-83
	識訪児童相談所		諏訪市湖岸通り1-19-13	0266-52-00
	佐久児童相談所		佐久市岩村田3152-1	0267-67-34
	中央子ども相談センター		岐阜市下奈良2-2-1	058-273-11
	西濃子ども相談センター	503-0852		0584-78-48
21 岐阜	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1	0574-25-31
	東濃子ども相談センター		多治見市上野町5-68-1	0572-23-11
	飛騨子ども相談センター		高山市千島町35-2	0577-32-05
	中央児童相談所		静岡市駿河区有明2-20	054-286-92
	西部児童相談所		浜松市中区中央1-12-1	053-458-71
22 静岡	掛川支所			0537-22-72
FT (**)	東部児童相談所			
	智茂児童相談所		沼津市高島本町1-3 下田市中531-1	055-920-20

全国児童相談所一覧 (平成20年4月1日現在)

都道府県 政令指定都市	児童相談所	₹	住所	電話番号
	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-72
	海部児童・障害者相談センター	496-0011	津島市莪原町字郷西40	0567-25-81
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-39
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1~4	0564-27-27
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0877	· 整田市錦町I-22-1	0565-33-22
23 愛知	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市字中野6-1	0536-23-73
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	業橋市八町通5−4	0532-54-64
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神屋町713-8	0568-88-7
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7
	北勢児童相談所		四日市市山崎町977~1	059-347-20
	中勢児童相談所		津市一身田大古曽字雁田694-1	059-231-5
24 三重	南勢志摩児童相談所		伊勢市勢田町622	0596-27-5
44 프로		518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-80
	伊賀児童相談所			0597-23-3
	紀州児童相談所		草津市笠山7-4-45	077-562-1
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター			0749-24-3
	彦根子ども家庭相談センター	611-0033	彦根市小泉町932-1	0749-24-3
oc -te	宇治児童相談所	602-8075	字治市大久保町井ノ尻13-1	075-432-3
26 京都	京都児童相談所			0773-432-3
	福知山児童相談所		福知山市字堀小字内田1939-1	
	中央子ども家庭センター	572-0838	接壁川市八坂町28-5	072-828-0
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17 	072-751-2
27 大阪	吹田子ども家庭センター		吹田市出口町19-3	06-6389-3
4	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1
	富田林子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	
	岸和田子ども家庭センター	596-0043		072-445-3
	中央こども家庭センター	673-0021	明石市北王子町13-5	078-923-9
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2
	西宮こども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4
28 兵庫	川西分室(川西にども東底センター)	666-0017	川西市火打1-22-8	072-756-6
ZO TEME	柏原分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3
	尼崎駐在	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	06-6423-0
	姫路こども家庭センター	670-0092	姬路市新在家本町1-1-58	0792-97-1
	豊岡こども家庭センター	668-0025	豊岡市幸町1~8	0796-22-4
20 12	中央こども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3
29 奈良	高田こども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6
	子ども・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5
30 和歌山	紀南児童相談所	646-0062	田辺市明洋1-10-1	0739-22-1
	新宮分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-22-8
	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-1
31 鳥取	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1
• •	倉吉児童相談所	682-0881	倉 吉市宮川町2-36	0858-23-1
	中央児童相談所	690-0823	<u> </u>	0852-21-3
	隠岐相談室	685-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9
32 島根	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0
	浜田児童相談所	697-0023		0855-28-3
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津8-14-8	0856-22-0
	中央児童相談所	700 0952		086-246-4
			愈敗市美和1-14-31	086-421-0
22 (22.1)	倉敷児童相談所		<u> </u>	0866-22-4
33 岡山	高梁分室	716-8585		
	高梁分室新見相談室	718-8560		0867-72-1
	津山児童相談所	1/08-0004	津山市山北288-1	0868-23-5

全国児童相談所一覧 (平成20年4月1日現在)

都道府県 政令指定都市	児童相談所	Ŧ	住所	電話番号
	広島こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
34 広島	福山こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340
	備北こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
	中央児童相談所	753-0214	山口市大内御堀922-1	083-922-7511
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
35 山口	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	下闖児童相談所	751-0823	下関市貴鉛町3-2-2	083-223-3191
	萩児童相談所	758-0041	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-1150
	中央児童相談所	770-0942	德島市昭和町5-5-1	088-622-2205
36 徳島	南部児童相談所	774-0011	阿南市領家町野神319	0884-22-7130
	西部児童相談所	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-55-3323
22.45.01	子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2~6~32	087-862-886
37 香川	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8~526	0877-24-317
	中央児童相談所	790-0824	松山市御幸2-3-45	089-922-504
38 愛媛	南予児童相談所	798-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-124
	東予児童相談所	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-300
	中央児童相談所	781-5102	高知市大津甲770-1	088-866-679
39 高知	幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川1-6~21	0880-37-315
	中央児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-002
	宗像支所	811-3431	宗像市大字田熊5-5-1	0940-37-325
40 AVENT	田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田188	0947-42-049
40 福岡	京築支所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-040
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町金丸281	0942-32-445
	大牟田児童相談所	836~0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-234
44 (1 ***)	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-121
41 佐賀	唐津分室	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-114
	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-616
42 長崎	佐世保こども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-508
	中央児童相談所	861-8039	熊本市長嶺南2-3-3	096-381-445
43 熊本	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-311
	中央児童相談所	870-0889	大分市荏隈5丁目	097-544-201
44 大分	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-202
	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1~1-2	0985-26-155
45 宮崎	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-429
	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大賞町1~2845	0982-35-170
	児童総合相談センター	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-300
46 庭児島	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-607
	大隅児童相談所		鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-701
	中央児童相談所		那覇市首里石嶺町4~394	098-886-290
47 沖縄	八重山分室		石垣市真栄里438-1 (八重山支庁内)	0980-88-780
	コザ児童相談所		沖縄市字知花6-34-6	098-937-085

全国児童相談所一覧(平成20年4月1日現在)

都道府県 政令指定都市	児童相談所	7	住所	電
48 札幌市	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-6
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1 18-1	022-2
50 さいたま市	さいたま市児童相談所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-6-11	048-8
51 千葉市	干葉市児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-2
	中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-2
F0 44:0-+	西部児董相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-3
52 横浜市	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-8
	北部児童相談所	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-9
53 川崎市	中央児童相談所	213-0031	川崎市高津区末長2765	044-8
ാഗ / വക്ഷന്	南部児童相談所	210-0804	川崎市川崎区藤崎1-6-8	044-2
54 横須賀市	橫須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町 1 6	046-8
55 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川漳町1-57-1	025-2
56 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市高樫3-10-1	076-2
57 静岡市	静岡市児童相談所	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-2
58 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-4
59 名古屋市	名古屋市児童相談所	466-0827	名古屋市昭和区川名山町6-4	052-8
60 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-8
61 大阪市	中央児童相談所	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-67
62 堺市	堺市子ども相談所	593-8301	堺市西区上野芝町2-4-2	072-2
63 神戸市	こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1~3~1	078-3
64 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082 -2
65 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-8
66 福岡市	こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-8

% 1	一時保護所を設置する児童相談所
	東京都児童相談センターは一時保護所を2か所設置

- → 児童相談所数==197か所(平成20年4月1日現在)
- -・ 一時保護所数=120か所(平成20年4月1日現在)

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ) 自治体名 内 容 児童福祉主管部局(設置済=9自治体) 児童相談所(設置済=110児童相談所) 〇各児童相談所に児童虐待ケースを専門に担当する児童福祉司(児童虐待専掌児童福祉司)を配置している ○専従組織は設置していない ・初動対応、介入・保護の中心的役割を担い、地区担当児童福祉司、児童虐待対応協力員等とともに問題 解決に当たっている。 北海道 ○専従組織は設置していない ○専従組織は設置していない 青森県 ○福祉総合相談センターに虐待対応専門チームを設置(平成14年度から) 〇専従組織は設置していない 〇宮古児愛相談所に虐待対応専門チームの設置(平成17年度から) ·模成8人(次長(児童福祉司)、児童福祉司3名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童指導員1名、児童保護相談員1名) 岩手県 〇一関児童相談所に虐待対応専門チームの設置(平成17年度から) 構成8人(次長、児童福祉司4名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童保護相談員1名) ・児童相談所の役割 虐待通告または相談の受理から処置方針が決まるまで、または一時保護開始までの 初期的対応を迅速に処理する 〇各地域子どもセンターに「虐待対応推進チーム」を平成14年8月1日に設置(5名~6名体制) 宮城県 ○専従組織は設置していない ○中央児童相談所において、「児童虐待対策・相談班」に児童虐待の初期対応を行う職員を配置 秋田県 〇専従組織は設置していない 〇福祉総合相談センター(中央児童相談所)に児童緊急対策課を設置し、初期対応に当たっている(平成20 山形県 ○専従組織は設置していない ○専従組織は設置していない ○各児童相談所に児童虐待に関する専門職員(児童福祉司)を1名配置(本庁兼務) 福島県 ○専従組織は設置していない 児童健全育成主査、児童福祉司、児童心理司、保健師(兼務)、虐待対応専門員(嘱託職員) ・土浦児童相談所は上記と同じメンバー、筑西児童相談所は児童健全育成主査を除くメンバー 〇主管課 (こども政策課児童福祉・虐待対策担当グループ) に、「児童福祉、虐待対策担当」を設置 ○各児童相談所において、従来の地区担当制でない「児童虐待対応チーム」を設置(3箇所) グループリーダー主幹1名(専任)、副主幹2名(専任1、兼任1)、主査2名(兼任) 〇中央児童相談所に「虐待対策主監」を設置 ○専従組織は設置していない 群馬県 ○各児童相談所に「虐待対応係」を設置 (虐待通告から援助方針決定までの初期対応等を行う) 〇各児童相談所に困難事例への対応、法的対応を強化するための統括として平成15年度に虚特対応担当を 設置したが、平成19年度に組載を再編し「心理・家族支援担当」と「虚待・相談指導担当」を設置した 埼玉県 ○専従組織は設置していない

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

自治体名		内 容
	児童福祉主管部局(設置済=9自治体)	児童相談所(設置済=110児童相談所)
千葉県	〇本庁の健康福祉部児童家庭課内に虐待防止対策室を設置 ・虐待防止対策の総合的な能策の推進を行う。(室長以下10名の体制) 室長1(専任)、児童心理司1(専任)、事務官8(尊任)	〇身従組織は設置していない
	○専門副参事(児童福祉相談担当)を設置(平成20年度)・各児童相談所の虐待対策事務に共通する権断的な事務の執行(虐待関係資料の収集と作成等)	〇各児童相談所に虐待対策規を設置 ・すべての虐待ケースについて初期対応を行う
東京都	・日元型相談的の場合が月末年が1.天通する機関的でも乗びの取引(足り間間異されの収集と下収等) ・法的対応ケース等の把握と情報発信、虐待対策規稼働状況の点検、課題整理	・すべての虚特ケースについて初始対応を行う ・すべての虚特ケースについて緊急受理会議に出席する ・28条申し立て、権利擁護部会への諮問等を担当する ・困難なケースや軽続的な関与が必要な虐待ケース等を担当する
神奈川県	〇専従組輸は設置していない	○中央児童相談所に虐待防止対策支援課を設置 構成 (群長1名、児童福社司4名、小児精神科医師等5名(概託)、弁護士3名(概託)、学識者1名(概託)) 内容 ・法律相談、困難事例への助査、調査研究、事例検証、研修企画、夜間間庁日の対応等 その他、組職改正を行い、児童福社司と児童心理司で構成する虚待対応班を設置し、チームアプローチを 推進する体制を整備した
新潟県	〇専従組織は設置していない	〇中央児童相談所に児童虐待DV対応班として正規職員3名配置
富山県	○専従組載は設置していない	〇専従組織は設置していない
石川県	○専役組織は設置していない	〇中央児童相談所子ども・女性相談課内に虐待対応班を設置 構成(児童福社司1名、保健師1名、児童福社サポーター(県単独事業)8名を配置) ・初期対応、調査及び関係機関との調整を行っている
福井県	○専従組織は設震していない	○専従組織は設置していない
山梨県	〇尊従組織は設置していない	〇中央児童相談所において、平成 1 7 年度から児童虐特対応スタッフを配属。児童虐待対策幹、児童虐待対 応協力員、保健師 (兼)、児童福祉司の4 名が初期対応する
長野県	○専従組織は設置していない	○専従組轍は設置していない
岐阜県	〇児童虐待対策監1名(専任) 、係員1名(兼任)	〇尊従組織は設置していない
静岡県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
愛知県	○専従組織は設置していない	〇専従組轍は設置していない

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容					
	児童福祉主管部局 (設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)				
	○専従組織は設置していない	○児童相談所を統括する児童相談センターに家庭自立支援室を設置している				
三重集		・内容 児童虐待の危機管理対応 (相互支援、専門助言、指導)				
二里示		市町要保護児童対策地域協議会				
		データの蓄積、調査研究等				
	○子ども・青少年局虐待・非行助止対策チーム	〇各児相へ虐待・DVサブグループを設置し、緊急初期体制の整備(平成13年度から)				
准賀県	リーダー1名(兼任)、副主幹3名(専任)					
	※本庁の事務分章として、幸任か兼任かどうかで記載します。					
京都府	○専従結構は設置していない	〇各児費相談所に相談判定課長が総括し、児童福祉司2名、心理判定員1名、虚待対応協力員2~4名からなる児童盧待助止専門班「未来つ子サポートチーム」を設置				
大阪府	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に虐待対応課を設護(平成13年度より)				
兵庫県	○こども安全官(謀長敏)1名 度待相談に限らず、事業に迅速かつ的確に対応し、子どもの安全安心を確保するため、児童課に「子ども安 全官」を設置し、こども家庭センター等の調整・連携強化を図っている	〇名児童相談所 4 箇所及び川西分室に児童虐待対応専門チームとして、ケースワーカー(児童福祉司) 2~ 3名、心理料定負1名、保健師1名を配置している。 〇16年度から施設入所児童の家庭健帰等を目指した指導を行う、家族再生支援チーム(児童福祉司、心理 利定員、保健師、家庭問題相談員(帳託))を配置している。				
奈良県	○専従組織は設置していない	〇中央児童相談所に、虐待対応を専門とする「子ども支援課」を設置				
示以示		各児格に上記の組織の一員として専従職員を配置				
和歌山県	○専役組織は設置していない	〇子ども・陸書者相談センター(中央児童相談所)に、専任の虐待対応専門員を配置し、兼任の児童福祉 士・心理判定員・看護師からなる虐対対応チームを設置				
鳥取県	○専従組織は設置していない	〇専従組織は設置していない				
島极県	○専役組職は設置していない	○専従組織は設置していない				
岡山県	〇専従組織は設 <u>養していない</u>	〇各児童相談所ごとに専門本部「地域支部」を設置。児童相談所、保健所及び県民房健康福祉部(福祉事務 所)が一体となって児童虐待防止施策を展開				
広島県	○専従組職は設置していない	○広島こども家庭センター及び福山こども家庭センターの相談援助課援助係の中に児童虐待ケースに専門に対応する虐待班を設置している。				
山口県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童家庭アドバイザー(虚待対応)1名を配置				
徳島県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない				
香川県	○専従組織は設置していない	〇中央児童相談所に、児童虐待・初期対応担当として4名(児童福祉司2名、民健師兼児童福祉司1名、児 電虐特別の協力員1名)を配置し、虐待通報受理から次の処理方針が決定するまでの初期対応、立入調査を 行っている。(平成15年度から)				
		○地域児童相談所も中央児相と同じ業務を実施する職員3名(児童福祉司1名、保健師兼児童福祉司1名、 児豊産待対応協力員1名を配置(平成15年度から)平成20年度から職員4名(児童相談員1名を増員)				

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

		(平成20年4月現在 総務課調べ)
自治体名	А	容
	児童福祉主管部局(設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)
愛媛県	○専役組職は設置していない	〇中央児童相談所について、児童虐待や少年犯罪の凶悪化・低年齢化など、複雑・困難な相談事例に対応するために、組職改正により、指導課の中に「虐待対応グループ」を新設し、体制強化を図ることとした。
	○専従組織は設置していない	〇中央児童相談所に虐待対応専門家チームを配置
高知県		構成(小児科医、精神科医、并護士)
高和宗		· 虐待对応協力員 2 名配證
		○幡多児童相談所に虐待対応協力員(1名)を配置
福岡県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
佐賀県	○専従組轍は設置していない	○専従組職は設置していない
長崎県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
熊本県	〇専役組織は設 置 していない	○中央児童相談所に、平成20年4月から虐待緊急対応担当4名(SV1名、児童福祉司3名(保健師 管察官含む))を配面。
大分県	○尊従結轍は設置していない	○中央児童相談所に児童虐待対応協力員(非常動)6名を配置し、24時間365日電話相談対応等を行っている。○中津児童相談所に児童虐待対応協力員(非常動)1名を配置している。
宮崎県	○専従組織は設置していない	〇全県的な立場で児童虐待対策を担当する主幹 (1名) を配憲。
鹿児島県	○専従組載は設置していない	○専従組織は設置していない
沖繩県	○専従組職は設置していない	〇平成19年度から中央児童相談所においては児童虐待対応職員6名(職員4名、螺託2名)、コザ児童相談所においては児童虐待対応職員4名(職員2名、螺託2名)を配置している
	○専従組織は設置していない	○児童福祉総合センターに児童虐待対応担当課を設置
札幌市		構成: (児童虐待対応担当課長1名、児童虐待対応担当係長1名、相談担当係長3名、児童指征司3名(係長職4、一般職3)、児童虐待対応協力員(非常動)1名、土日祝日の電話相談対応の児童虐待対応協力員(非常動)
仙台市	○専従組織は設置していない	〇児童相談所内に児童虐待対応のチーム(職員7名)を設置
新潟市	〇本庁の児童福祉主管課に各区の虐待担当職員及び関係機関からの相談に応じる非常動職員1名を配置。	〇児童相談所内に児童虐待対応の係(係長1名・児童福祉司2名)を設置
さいたま市	○専従組織は設置していない	〇児童相談所に365日・24時間児童虐待電話相談受付を設覆し、16名の嘱託職員で対応している。
千葉市	○専従組職は設置していない	〇児童福設所に、初期対応の組職として、虐待対策係(児童福祉司 4 名、保健師 1 名、虐待対応協力員 2 名)を配置
		夜間については、非常動嘱託職員が電話対応している

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ) 自治体名 児童福祉主管部局 (設置済=9自治体) 児童相談所(設置済=110児童相談所) 〇児童虐待防止担当 (専任) 〇中央児童相談所で、365日・24時間受付のホットラインを設置し、7人の嘱託職員で対応している 横浜市 係長1名、職員2名 〇各児童相談所で、係長1名、児童福祉司3名、看護師1名、虐待対応協力員1名の計6名体制で対応。 ○専従組織は設置していない 〇中央児童相談所に児童虐待対策担当を設置(平成13年度より) 川崎市 構成10名(主査1名、係員4名、非常勤職員7名(内2名は南部児童相談所へ)) ・児童虐待に関する相談・通告に対し、必要に応じて家庭訪問等の初動調査を実施 ○専従組織は設置していない 静岡市 ○専従組織は設置していない 浜松市 ○専従組織は設置していない ○専従組織は設置していない 〇中央児童相談所に、平成17年度から増強・再編、虐待防止班として課長職の班長以下15名の専従職員 で構成 ○専従組織は設置していない 名古屋市 ・市域を4ブロックに分け、各ブロックを主査1名、児童福祉司2~3名の4チームで担当し、初期対応及び在宅支援を実施 〇児童相談所相談課長(兼任)、児童相談所相談措置係長(兼任) 〇中央児童相談所において、初期調査・初期対応に関する専従組織を設置 京都市 ※児童福祉主幹部局である子育て支援部児童家庭課との兼職により配置 ・課長2名、SV2名、ケースワーカー6名 〇中央児童相談所に、唐待対実室長1名、室長代理1名、担当係長7名、看護師1名、保健師1名(兼 務)、係員6名(内兼務3名)、非常勤3名(心理担当1名・協力員2名)の計20名で組織 大阪市 〇専従組織は設置していない 堺市 ○専従組織は設置していない 〇児童相談所家庭支援課内に「虐待対応係」を設置 〇専従組織は設置していない 神戸市 〇こども家庭センターに家庭支援係を設置 広島市 ○専従組織は設置していない ○児童相談所に初期対応を専属的に行う虐待相談グループを設置(平成17年度より) ○専従組織は設置していない ○子ども総合センターに児童虐待対応チームを設置 児童宿得所正姓当課長1名(毎日)、児童宿得所正担当任長1名(専任)、児童福祉司名名(専任) 児童宿得可保証内属(非本語)1名、技術、土日祝日の電話担談対応員(非本語)実研え名、 児童宿得所に始当任美(保存所子ども、支配経過指派長三大戦)7名(発任) ○専従組織は設置していない 〇子ども総合相談センターに、こども緊急支援担当課を設置 福岡市 構成 (課長1名、主査4名、嘱託3名) 横須賀市 〇専従組織は設置していない 〇児童虐待対応協力員(非常動) 1名を配置 金沢市 〇専従組織は設置していない ○児童虐待対応担当職員を配置(所長補佐1名、児童福祉司4名)

児童相談所等の非行対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容					
	児童福祉主管部局 (設置済=1自治体)	児童相談所 (設置済=5児童相談所)				
東京都	○専従組織は設置していない	○2箇所の児童相談所に、非行担当チーム及び非行担当児童福祉司を設置				
滋賀県	〇本庁子ども・青少年局内に虐待・非行防止対策チームを設置 (平成19年度より)	○事従組織は設置していない				
龍本県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない。 ※平成19年度までは係毎に相談権別で業務分担(非行対応は児童3係)していたが、平成20年度からこれ をやめ、地区担当制としたため。				
名古屋市	○専従組織は設置していない	〇相談内容が非行相談に分類されるものは、相談課指導係内に自立支援チームを組織し、対応している。(児 業福祉司5名)				
大阪市	○専従組織は設置していない	〇専従組織は設置していない ・試行的に非行担当係長1名 (他の業務と兼務) を配置。				
堺市	○専従組織は設置していない	○児童相談所家庭支援課内に「養護非行係」を設置				
神戸市	○ 専従相職は設置していない	〇こども家庭センター(児童相談所)養育支援2係内に非行専従班として、係長1人(他の業務と兼務)、児童福祉司5名を配置。				

⁽注) この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。

⁽注) この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。

2 少年法の一部を改正する法律の概要

犯罪被害者等基本計画

(平成17年12月閣議決定)

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

現行法

- 少年審判は非公開で行われており、被害者等であっても、その傍聴は許されていない。
- ① 少年保護事件の被害者等は、損害賠償請求権の行使 のために必要がある等の正当な理由がある場合に限り、 例外的に記録の閲覧・謄写が許される。
- ② 閲覧・謄写の対象は、非行事実に係る部分のみ。
- 意見聴取の対象者は、被害者等のほか、被害者が死亡した場合におけるその配偶者等とされている。
- ① 第37条第1項に掲げる罪(児童福祉法違反, 労働基準法違反等)に係る事件は, 家庭裁判所で裁判を行うこととされている。
- ② 家庭裁判所は、保護事件の調査等により、第37条第 1項に掲げる事件を発見したときは、検察官等に通知しなければならないこととされている(第38条)。

改正法

少年審判の傍聴

家庭裁判所は、相当と認めるときは、殺人事件等一定 の重大事件の被害者等に、少年審判を傍聴することを許 すことができることとする。

記録の閲覧・謄写の範囲の拡大

- ① 少年保護事件の被害者等については、原則として閲覧・謄写を認めることとする。
- ② 非行事実に係る部分以外の記録(社会記録は除く。) についても、閲覧・謄写の対象とする。

意見聴取の対象者の拡大

被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者等についても、意見聴取の対象者とする。

成人の刑事事件の管轄の移管等

- ① 第37条第1項に掲げる罪に係る事件については、 地方裁判所等で裁判を行うこととする。
- ② 第38条を削除する。

-1771-

3 児童福祉法第28条事件の動向と事 務処理の実情

児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成19年4月1日~平成20年3月31日

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、児童福祉法28条1項事件及び2項事件並びに特別家事審判規則18 条の2による審判前の保全処分事件について、事件数の動向及び事件処理の実情を 取りまとめたものである。

数値は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、司法統計に基づくもの(資料1、資料8、資料13)については、その集計期間は平成19年1月1日から12月31日までの1年間であり、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、保護者に児童を監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合で、施設入所等の措置が保護者である親権者等の意思に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる(児童福祉法28条1項1号)。

なお、保護者が親権者等でないときに、その児童を親権者等に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる(同項2号)。

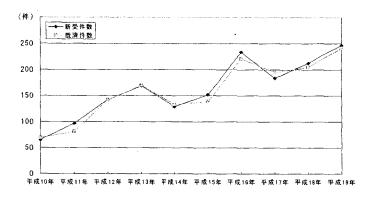
1 事件数の動向(資料1)

司法統計(平成19年1月1日~12月31日)によれば、平成19年の児童福祉法28条1項事件の新受件数は、247件であった。

(資料1) 児童福祉法28条1項事件の新受・既済件数推移

	新受件数			既済件数		
	利又什么	総数	認容	却下	取下げ	その他
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	205	170	2	32	1
平成19年	247	241	195	4	42	0

※ 平成19年は速報値である。



2 事件処理の実情

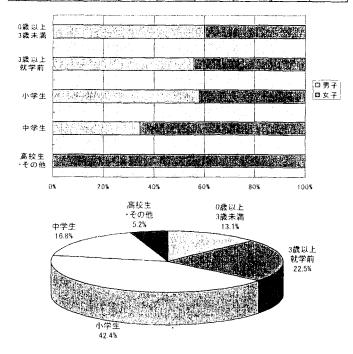
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件のうち、191件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数 (資料2)

- 対象となった児童の男女比は、男子が50.8%、女子が49.2%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が13.1%、 3歳以上就学前の児童が22.5%、小学生が42.4%、 中学生が16.8%、高校生、その他が5.2%となっている。

(資料2) 児童の性別と年齢別件数

	年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
	男子	15	24	47	11	0	97	50.8%
Ĺ	女子	10	19	34	21	10	94	49. 2%
	合計	25	43	81	32	10	191	100.0%

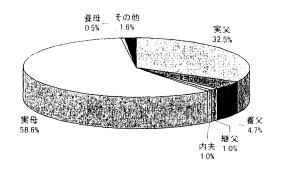


(2) 主たる虐待者別件数(資料3)

- 主たる虐待者は、実父が32.5%、実母が58.6%となっている。
- ※ 「主たる虐待者」とは、1つの事件において、対象となった児童を主に虐待した者である。

(資料3) 主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計	1
件数	62	9	2	2	112	1	0	0	3	191	

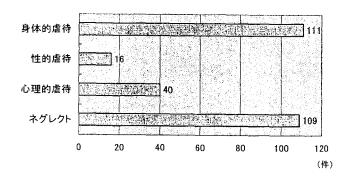


(3) 虐待の態様別件数(資料4)

- 虐待の態様は、身体的虐待が111件、性的虐待が16件、 心理的虐待が40件、ネグレクトが109件となっている。
- ※ 虐待の態様については重複集計したものである。

(資料4) 虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	111	16	40	109	276

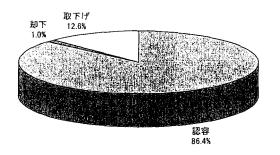


(4) 終局区分別件数(資料5)

○ 終局区分は、認容が86.4%、却下が1.0%、取下げが12.6% となっている。

(資料5)終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	165	2	24	191

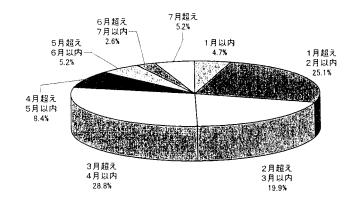


(5) 審理期間別件数(資料6)

○ 2か月以内に29.8%の事件が、3か月以内に49.7%の事件が終局している。

(資料6)審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	9	48	38	55	16	10	5	10	191



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数 (資料7)

家庭裁判所は、児童福祉法28条1項に基づく入所措置又はその更新を 承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境 の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認 めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告 することができる(児童福祉法28条6項)。

○ 児童福祉法28条1項事件の認容審判165件中,23件について この勧告がされている。

(資料7) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

ı			認容審判
		総数	うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
	件数	165	23

第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は,2年を超えてはならない。ただし,2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には,家庭裁判所の承認を得て,その期間を更新することができる(児童福祉法28条2項(E))。

(注)本項は、児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号。関係規定につき平成17年4月1日施行)により設けられたものである。

1 事件数の動向(資料8)

司法統計(平成19年1月1日~12月31日)によれば、平成19年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、58件であった。

(資料8) 児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

				既済件数		
	新受件数	総数	認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0	0
平成18年	142	168	155	0	13	0
平成19年	58	59	56	0	3	0

※ 平成19年は速報値である。

2 事件処理の実情

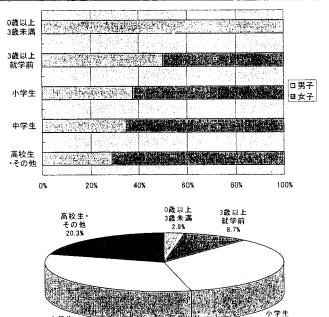
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件のうち、69件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数(資料9)

- 対象となった児童の男女比は、男子が37.7%、女子が62.3%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が2.9%, 3歳以上就学前の児童が8.7%,小学生が34.8%, 中学生が33.3%,高校生・その他が20.3%となっている。

(資料9) 児童の性別と年齢別件数

	年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
	男子	2	3	9	8	4	26	37.7%
	女子	0	3	15	15	10	43	62.3%
Ì	合計	2	6	24	23	14	69	100.0%

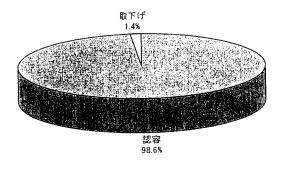


(2) 終局区分別件数(資料10)

○ 終局区分は、認容が98.6%、却下が0.0%、取下げが1.4% となっている。

(資料10)終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	68	0	1	69



(3) 施設入所等の措置の期間の更新回数(資料11)

○ 児童福祉法28条2項事件の認容審判68件中,28件は 2回目の期間更新を承認したものである。

(資料11) 承認の対象となった期間更新の更新回数別

承認の対象	1回目の期間更新	2回目の期間更新	合計
件数	40	28	68

(4) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(資料12)

○ 児童福祉法28条2項事件の認容審判68件中,10件について 同法28条6項による都道府県への勧告がされている。

(資料12) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

		認容審判
	総数	うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	68	10

第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分(資料13)

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあった場合において、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について児童との面会又は通信を制限することができる(平成20年最高裁判所規則第1号による改正前の特別家事審判規則18条の2^(金))。

(注) 本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成17年最高裁判所規則 第5号。平成17年4月1日施行)により設けられたものである。

なお、本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成20年最高裁判所規則第1号)により改正され、児童福祉法28条第1項の承認審判事件を本案とする審判前の保全処分の内容は、面会・通信制限の保全処分から、つきまとい・はいかい禁止の保全処分に改められている。これは、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)によって、同意入所措置又は一時保護中の児童の保護者に対する面会・通信等の制限が手当てされたことを踏まえたものである。

これらの改正法及び改正規則は、いずれも平成20年4月1日施行であり (改正法附則第1条,改正規則附則第1項),資料13はすべて改正前の規則 による事件を対象としている。 ○ 司法統計(平成19年1月1日~12月31日)によれば、平成19年の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分の新受件数は、8件であった。

(資料 1 3) 特別家事審判規則 1 8条の 2 による保全処分事件の新受・既済件数

			既済件数					
	新受件数	総数	認容	却下	取下げ	その他		
平成17年	6	6	2	1	3	0		
平成18年	7	5	1	0	2	2		
平成19年	8	7	3	0	4	0		

※ 平成19年は速報値である。

4 児童福祉法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

こと。 こと。	う。 第三十四条の九に規定する養育里親名簿に登録されたものの法律で、養育里親とは、養育里親及び保護者のない児童の法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望しめるものをいう。 の法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望しかるものをいう。 の法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望しかるものをいう。 の法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望して適当 かるものをいう。 の法律で、養育里親とは、養育里親及び保護者のない児童の法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望して適当 かるものをいう。	第四章~第六章 (略)第三十四条の三―第四十九条)第三章 事業、養育里親及び施設(第三十四条の三―第四十九条)1日次	改正案
こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 お道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行う やなければならない。	適当と認めることが不を終めるも	第四章~第六章 (略)第三章 事業及び施設(第三十四条の三―第四十九条)第一章・第二章 (略)	現行

- 1 -

の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童 一 成年被後見人又は被保佐人 一 成年被後見人又は被保佐人 一 成年被後見人又は被保佐人 第三十四条の十 木人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当す	育里親名簿を作成しておかなければならない。 より児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養第三十四条の九 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定に第三章 事業、養育里親及び施設	ができる。	(略) (中国) (ではならない。 (では、その事務に関して知り得た) (では、) (できる。 でいた者は、その事務に係る事務の全部で、) (でする) (できる。 できる。 (できる) (できる。 (できる) (できる) (できる) (できる。 (できる) (できる) (できる) (できる。 (できる)
	第三章 事業及び施設	又は必要な報告をさせることができる。 条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、第三十条の二 都道府県知事は、里親及び児童福祉施設の長並びに前	②·③ (略)

-238-

までの者というであるものの規定により罰金の刑にの福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に

四

2 ければならない。
るに至つたときは、 に至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しな都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当すつた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を行

第三十四条の十一 で定める。 録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、 この法律に定めるもののほか、 境は、厚生労働省令養育里親名簿の登

た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。十二第一項、第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反し第六十一条の三。第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下第六十一条の三(第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二

0 (第二条関係)
○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

③ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村(特別区を②・③ (略) をいう。	生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業とで、場立は関連する児童自立生活援助の実施に係る義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満にする明確に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援で、別下同じ。)につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援で、別下同じ。)につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指動の実施に係る義務教育を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する住居においます。	日次 日次 日次 日次 日次 日次 第一章 (略) 第一章 (略)	改正案
②・③ (略)	をいう。	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次	現行

- 4 -

- 3 -

相談 う。 援を行うこ 者の ろに る児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支 定する要保護児童に該当するものを除く)若しくは保護者に監護させることが不適当である われるよう、当該要支援児童等の居宅にお 養育を支援することが特に必要と認めら 指導、 (以下「要支援児童等」という。) に対し、その養育が適切 乳児家庭全戸訪問事業の実施それで、養育支援訪問事業とは、厚 とが特に必要と認められる妊婦(以下 助言その他必要な支援を行う事業をいう。 以下 Ò 他に労働 れる児童(第 いて、養育に関する 働省令で 「要支援児 より把 「特定妊婦」 と認めら 握 八項に める 項に規護

援助を行う事業をいう。場所を開設し、子育でについての相談、情報の提供、助言その他のるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う、この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定め

- 5 -

において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所とが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令でとが一時のに困難となった乳児又は幼児において保育を受けることの法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けるこ 第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにこの法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者 ると認められる児童 者 のない 児童又は保護者に監護させることが不適当であ 「要保護児童」 を行う事業をい の養育に関 (次条第一

第 認める 二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当とする者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類 六条の三 める人数以下 Ď この法律で、 0 要保護児童を養育することを希望する者であ 里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定 って、

条の その 知 (の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいうの他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了 この法律で、 数以下 の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定め いう。 第三十四

議会」 県にあつては、 昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(られた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させ八条、第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四 七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審 という この限りでない。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道 府

3 2 議会その 町村は、 他の合 合議制の機関を置くことができる前項の事項を調査審議するため、 きる。 児童福 祉に関する審

七条第六項、第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十規会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第一項ただし書に)〜⑥ (略)

第六条の三 と認めるものをいう。第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに - 「要保護児童」といくは保護者に監護され W児童」という。)を養育することを希望する者であつに監護させることが不適当であると認められる児童 (この法律で、里親とは、養育里親及び保護者のない児 律で、 て以童

2 をいう。 あつて、第三十四条の九に規定する養育里親名簿に登録されたもの修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者で、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研この法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望し

社に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りで、社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福社会協立のとする。ただし、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五人会第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。 第八条 ない

略)

3 とができる。 市町村一 (特別区を含む。 児童福祉に関する審議会その 以下同じ。 他の は、 合議制の機関を置くこ前項の事項を調査審議

7 4 七 規条 定 条第六項、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項였定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第一項ただし書に⑥ (略)

ため、 ができる。 し、 及び第六項において同じ。 興行し、 第三十 芸能、 出版物、 若しくは販売する者等に対 条 0 土 は販売する者等に対し、必要な勧告をすることがん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作で))は、児童及び知的障害者の福祉を図る4、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項

b +なければならない。一条一都道府県は、 この法律の施行に関し、 次に掲げる業務を行

その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこ互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相

(略)

② { ⑤ (略)

第 十二条

2 定する業務を行うものとする。 十三号)第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規までに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号ロからホ児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に

4

第二十

> 、若しくは販売、出版物、がんにおいて同じ。 若しくは販売する者等に対し、 がん具、 は、 遊戯等を推薦し、 児童及び知的障害者の福祉を図るた 必要な勧告をすることができる。 又はそれらを製作し、 8) 興行 芸能

第 なければならない。一条一都道府県は、 この法律 の 施行に関 į 次に掲げる業務を行

行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 互間の連絡調整、 İ間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村 6援助を

_

2 (5)

第十二条 2

(略)

- 7 -

第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二条第二項及び掲げる業務及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者別定権政所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に (略)

· ④

第二十一条の九 びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並 に努めなければならない 支援事業」という。)が着実に実施されるよう、 放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区 必要な措置の実施

に、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとと二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、)を把握したときは、当該要支援児童等に対し、 実施その他の必要な支援を行うものとする。 養育支援訪問事業

含む。)に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条第一項の指導(保健所 町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) 第十条、

全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託す市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の ることができる。 前項の規定により行 る者又は従事していた者は、その事務に関しわれる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪

第二十一条の十の三 る事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関す 市町村は、 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援

知り得た秘密を漏らしてはならない。

事業の事務に従事する者又は従事していた者は、

第二十一条の十の四 把握したときは、 とする。 に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者 これを当該者の現在地の市町村長に通知するもの事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を配が見知事は、母子保健法に基づく母子保健

第二十五条の二 する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図 地方公共団体は、単独で又は共同して、 要保護児童

第二十五条の二 う。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」といの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関 地方公共団体は、 単独で又は共同して、 要保護児童

2

対する支援の内容に関する協議を行うものとする。援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に渡児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保定妊婦、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特

4

調 童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児もに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護の童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとと 整を行うものとする。

「省令で定めるものを置くように努めなければならない。前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより

第二十五条の七 めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護 いたときは、

児童は、 常生活上の 第三十三条の六第 童は、これをその実施に係る都道府県知事に報「児童自立生活援助の実施」という。)が適当常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援第三十三条の六第一項に規定する住居において 支援を行れて同項 適当であると認 告す に規定す るこ め めいする

|実施状況を的確に把握するものとし、| |福祉事務所を設置していない町村は、

福祉事務所を設置して

容に関する協議を行うものとする。必要な情報の交換を行うとともに、要保必要な情報の交換を行うとともに、要保証の協議会は、要保護児童及びその保護者 、要保護児童等に対する支援の護児童の適切な保護を図るため保護者(以下「要保護児童等」

内にと

を置く

よう努めなけれ

ばならな

(3)

童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとす児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応もに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう》 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括 、必要に応じて、児されるよう、要保護事務を総括するとと る

- 9 -

第二十五条の めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十紀二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護 略)

通告児童等又は妊産婦につり要保護児童等に対する支援し 2 の実施状況を的確に把握するも) 福祉事務所を設置していない三 (略) のと村 し、は、 通告児童等又は妊産婦につ要保護児童等に対する支援

ー らなけ なければならない。て、必要があると認めたときは、 次の各号の ٧ì ず ħ カュ Ø 措 置

几 その実施に係る都道府県知事に報告すること。 これ

五

ー〜三 (略) マリカリリの影響にあるという。 による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による通告又は前条第二項第二号者しくは次条第一項第三号の規定による通告又は前条第二項第二号を指摘事務所の長は、第二十五条の規定による通告という。

四 その 実施に係る都道府県知事 生活援助の実施が適当であると認める児童は に報告すること。

5. (略)

たときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条児童、第二十五条の児童による通告を受け二十六条。児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受け二十六条。児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受け め談一第た

とができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託する談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うこ談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しく、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しく、民童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ 略)

> 一〜三け いて、必要があると認めたときは、 ればならない 次の各号の いず ħ かの措置を採

(略)

第二十五条の八 ー〜三 (略) れかの措置を採らなければならない。 れかの措置を採らなければならない。 の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、 の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第 都道府県の設置する福祉事務所の長は、 次の各号 の各号のいずその保護者 第二十五条

略)

~ 10 ~

第二十六条 児童相談所長は、 第二十五条の規定による通告を受け

談支援事業」という。)を行う者に指導を委託すること。談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しく児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ

五 児童自 その実施に係る都道府県知事に報告す児童自立生活援助の実施が適当であ すること。めると認める児童は、 これを

六 略)

ること と認める者は 認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知す子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当である

第二十七条 略) ·八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の·八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の·不 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は

いず (略)

号 の

年法第十

- ること。
- 設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所さ園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託 せること。

Jυ 略)

2

(削除) 6 (略)

> =四 (略)

五 略)

2

略

第二十七条 号のいずれかの措置を採らなければならない。年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につ紀二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による つき、 報告 次のは

各 少

各少

(略)

祉主事、 ンター センター を委託すること。 指導させ、 児童又はその保護者を児童福祉司、 若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導せ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援セ -若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援/はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福

- 11 -

、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児 立支援施設に入所させること。

Ξ

② 6 (略)

7 都道府県は、 義務教育を終了 した児童であつて 第一項第三号に

兀 略)

規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令

とがで 及び生活指導並びに就業の支援を行 は当該都道府県以外の者に の他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相黙 で定めるも Ō につい て 当該住居におい 自立を図るため て当該日 る措置を採るこ 常生活上の援助 政令で定め 相談そ

第二十七条の四 を煽らしてはならない。 従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密 号の規定により行われる指導(委託に係るものに限る。)の事務に 二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二 を漏らしてはならない

第三十条の二 びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示第二項並びに第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者 又は必要な報告をさせることができる。

第三十条の二

都道府県知事

は、

里親

第二十

t 条第

第三号

 σ

- 12 -

第三十一条 うあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に、知的障害児施設(国の設置する知的障害児施設を除く。)、盲ろ児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設別 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型 定による委託を継続し、 会生活に順応することができるようになるまで、 国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により させる措置を採ることができる。 又はその者をこれらの児童福祉施設に在所 引き続き同号の規

> じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同定により委託を受けた里親に限る。第四十五条第一項及び第二項、 童の保護について、 ができる。 必要な指示をし、 又は必要な報告をさせること

第三十一条

2 で、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらについてはその者が社会生活に順応することができるようになるま で、 は児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するま施設を除く。)、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくれ、又は児童養護施設、知的障害児施設(国の設置する知的障害児 の児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。 都道府県は、 同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託さ

(削除)

する措置とみなす。 ④ 前三項に規定する保護又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定は、この法律の適用については、

⑤ (略)

児童相談所長に委任することができる。 置を採る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措

② · ③ (略

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相 第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相 があった場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。 おびればならない。 ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援める者がら当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援める者がら当該措置又は保育の実施等若しくは児童相等によるとして、当該各号に定い。

の措置(当該措置に係る児童の保護者)の措置(当該措置に係る児童の保護者)の第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号、第二十五条の一)第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の

二~四 (略)

教育終了児童等

「児童自立生活援助の実施」児童自立生活援助の実施に係る義務

③ (略)

⑤ 前各項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に、 都道府県は、第二十七条第七項の措置を採つた児童については、

(B)

できる。の措置を採る権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することが第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二項又は第七項

②·③ (略

号及び第七項の措置 当該措置に係る児童の保護者 八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の

二~四 (略)

第三十三条の六 ならない の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなけ義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談そ な援助を行わなけ 義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより 童等から申込みがあつたときは 等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児 道府 ればならない く。次項において同じ 県 は その $\overline{\times}$ 自ら又は児童自立生活援助事業を 域内における義務 に委託して 教育 ?終了児童 その

- 14 -

い。
③ 都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府

報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による一種が関は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号

第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第七項の措置を解除第一項第二号若しくは第三十七条第一項第二号若しくは第二十七条二十五条の八第二号、第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第

い。に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならなに対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならな

第三十三条の八 (略)

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求を行う。たがし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚だし、民法第七百九十七条の規定による未成年後見人の選任の請求に

第三十三条の九 (略)

第六節 被措置児童等虐待の防止等

童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型

ができる。 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及第三十三条の八において「児童等」という。)の親権者が、その規権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治二十九親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治二十九親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治二十九親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、同条に満たない者(次条及第三十三条の六)児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及第三十三条の六)児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及

第三十三条の七 (略)

2

第三十三条の八 (略)

では加えることを委託された児童(以下「被措置児童等」という。 を課者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一 業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一 業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一 と総称する では加えるごとを委託された児童(以下「施設職員等」と総称する は第二年のの従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する のでででする。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若し とは加えることを委託された児童(以下「施設職員等」と総称する は関連者での他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等を行を加えること。 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴
- 前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としてのは長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による一、被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又してわいせつな行為をさせること。
- 他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その養育又は業務を著しく怠ること。

- 16 -

童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。 第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児

市町村に通告しなければならない。

古町村に通告しなければならない。

市町村に通告しなければならない。

市町村に通告しなければならない。

市町村で通告しなければならない。

京本・大学の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見を上土三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を消費。

京本・大学の十二 を指置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見を上土三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見を上土三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見を

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童福祉審議会に届け、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童にも、同法験当する法律第二条に規定する児童による通告をしたときは、同法験当する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも、「別の規定による通告をしたときは、同法を当する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも、関する法律第二条に規定する児童による通告をしたときは、同法を指置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該の一般に対している。

(2)

- 出 とができる。
- ならない 第一項の規定に 刑法の秘密漏示罪の規定その 次項において同じ。 よる通告)をす (虚偽であるもの及び過その他の守秘義務に関す ることを妨げるものと解釈して 及び過失に る法律 よる Ö 規定 0 はを
- 解雇その他不利益な取扱いを受けない 施設職員等は、 第 垣 の規定による通告をし たことを理由 とし T

を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 を漏らしてはならない。 第三十三条の 道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第 都道府県の設置する福祉事務所、 児童相談所

の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確て必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童についる通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定によ

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要が の保護を図るため、適切な措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等 で保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第3項の委託を受けて 保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第3項の委託を受けて 保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第3項の委託を受けて 保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第3項の委託を受けて 保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第3項の委託を受けて 保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第3項の委託を受けて 保護を図るため、適切な措置と重等と生活を共にする他の被措置児童等 の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

3 市町村の長は、 三条の 措置を講 る届出を受けたとき、 は、 置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めると届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定によ都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十 の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は

第三十三条の十五 きは、 きは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない「項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたと三十三条の十五」都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第

他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じた なけ 4ばなら な 前項の規定に よる報告を受けたとき

都道府県児童福祉審議会は、 ことができる。その報告に係る事項に 都道府県知事に対 意見を述

246

(4)

令で定める事項を公表するものとする。況、被措置児童等虐待があてたませる。 三十三条の十六

措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についもに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとと ての調査及び研究を行うものとする

第七節

第三十四条の三 事業を行うことができる。 ところにより、 事に届け出て、 あらかじめ、 国及び都道府県以外の者は、 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育品らかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定める

(略)

32 じめ、 ならない。 居型児童養育事業を廃止 型児童養育事業を廃止し、以国及び都道府県以外の者は、 厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければ、正重養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらか及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住

第三十四条の四 施設に立ち入り、 該職員に、 育事業を行う者に対して、 認めるときは、 関係者に対して質問させ、 、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることが、者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは当に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると

第六節 雑則

第三十四条の三 知事に届け出て、 ところにより、 、児童自立生活援助事業を行うことができる。あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定める

- 19 -

32

項を都道府県知事に届け出なければならないは休止しようとするときは、あらかじめ、厚は休止しようとするときは、あらかじめ、厚重立生活 あらかじめ、厚生労働省令で定める事は、児童自立生活援助事業を廃止し、又

おる事項の報告を求め、第三十四条の四 都道府県 の他の物件を検査させることができる。 若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、 児童自立生活援助事業を行う者に対して、必都道府県知事は、児童の福祉のために必要が 又は当該職員に、関係者に対して質問させ上に援助事業を行う者に対して、必要と認 設備、 帳簿書類そ ある

2 で きる。 (略)

第三十四条の五 つき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇に令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業又は小規模 停止を命ずることができる。つき不当な行為をしたときは、

第三十 よる委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んでは条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項の規定に自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号、第二十七三十四条の六 相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童 ならない

第三十四条の八 (略)

乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、三十四条の九一市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定に 福祉法の定めるところにより行うものとする。 規定により

第三十四条の 定めるところにより、 市町 村 地域子育て支援拠点事業を行うことができる 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の

地域子育て支援拠点事業に従事する者は

第三十四条の十 令の定めるところにより 当たつては、 個 人の身上に関する秘密を守らなければならない。援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに 市町村、 厚生労働省

あらかじめ、厚生労働省令T社会福祉法人その他の者は、 厚生労働省令で定める事項

2 略)

第三十四条の五 その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、る処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、な、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてよ 都道府県知事は、)事業に関し不当に営利を図り、若、命令若しくはこれらに基づいてす、見童自立生活援助事業を行う者が

こ第は

第三十四条の À (略)

事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都 を都道府県知事に届け出て、 市町村、 社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た 時預かり事業を行うことができる。

3/ 事項を都道府県知事に届け出なければならない。
「市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十二 ばならない。 ために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなけ 時預かり事業を行う者は、 基準を遵守しなけれ

第三十四条の が 対又時 できる。「場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることは当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行は当該職員に、関係者に対して、必要と認める事項の報告を求め、通かり事業を行う者に対して、必要と認める事項を行う者に対して、必要と認める事項を表しています。 + = 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、

21

準 する 八条の十 六第二項及び第三項の規定は、 前項の場合について

都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 都道府県知事! られるに至ったときば、その事業を行う者に対 都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準 かり事業が前条の基準に適合しな 当該基準に適当該基準に適

4 に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者き、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係 に基づく命令 若 しくはこれらに基づいてする処分に違反 この法律若しくは

第三十四条の十四 (略)

第三十四条の九 (略)

第三十四条の十五 する者は、 <u>{</u> 略)

兀 被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は 当な行為をした者

(2)

第三十四条の

第 (削除)とする施設とする る

(2) (略)

第四十 づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなけ入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に、児童児童福祉施設(指定知的障害児施設等を除く。)の設置者は、児童 ればならない 四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行う者 里親及び

第四十七条 略)

> 一~三 (略) る者は、養育里親となることができない。 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当す

2 略)

 \square

つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待

を行

第三十四条の (略)

第四十四条の二 令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。例如せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あ他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一位からの問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その公の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その「四十四条の二」児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関す「四十四条の二」児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関す「四十四条の二」児童家庭支援を

2 附置するものとする。 児童家庭支援センタ は 厚生労働省令の定める児童福祉施設に

3 (略)

第四十 七条 (略)

248-

2 監護、 監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をと中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八 ることができる。

2

戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲) 児童福祉施設の長又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を

第四十八条

第四十九条 要な事項は、命令で定める。 童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児業、地域子育で支援拠点事業、利児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事別円十九条。この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、

第

祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。 び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及

- 23

第五 十条 七の二 次に掲げる費用は、 (略) 都道府県の支弁とする。

第五十条

次に掲げる費用は、

都道府県の支弁とする。

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十一条 五 (略) 次に掲げる費用は、 市町村の支弁とする。

치시되치 養育支援訪問事業の実施に要する費用 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

略 略

八 一〜七の二 · 九 (略) (略)

第五十一条 5 Ĺ (略) 次に掲げる費用は、 市町村の支弁とする。

七六 略略

第五十三条 費用に対しては、 五号から第九号までを除く。) に規定する地方公共団体の支弁する、第六号の二及び第九号を除く。) 及び第五十一条(第三号及び第 国庫は、 政令の定めるところにより、 第五十条(第一号から第三号まで、 その二分の一を負担 第五号の二

第五十六条

2 義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収第二号に規定する費用を支介した市町村の長は、本人又はその扶養までに規定する費用を支介した都道府県又は第五十一条第一号及びまでに規定する費用を支介 することがで 第五十条第五号、 第六号、 第六号の三及び第七号から第七号の三

第六十 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の

2 .49

> 第五十三条 五号から第七号までを除く。) に規定する地方公共団体の支弁する、第六号の二及び第九号を除く。) 及び第五十一条(第三号及び第 費用に対しては、 国庫は、 政令の定めるところにより、 第五十条(第一号から第三号まで、 その二分の一を負担 第五号のニ

第五十六条

2 とができる。 から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収するこに規定する費用を支介した市町村の長は、本人又はその扶養義務者 規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号 第五十条第五号、 第六号、 第六号の三、 第七号及び第七号の二に

Ó (略)

第六十一条の三 た者は、一年以下の十二第一項、第二十 -以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反し一 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の

(第三条関係)

(傍線部分は改正部

- 25 -

保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければない増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保合において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的の増大、児童の数の減少等である場合において、児童の数のでである。第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める。第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める。第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める。第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める。第二十四条 中間 はいいました。 第二十四条 らない。

2 該申込書の提出を代わつて行うことができる。生労働省令の定めるところにより、当該保護署町村に提出しなければならない。この場合にや 生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望

(旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他当該保育所における適切な保育を行うことがは、当該保育所における適切な保育を行うことができる。 児童を公正な方法で選考することができる。 児童を公正な方法で選考することができる。 児童を公正な方法で選考することができる。 児童を公正な方法で選考することができる。 別章を公正な方法で選考することができる。 別章を公正な方法で選考することができる。 りの申込みを勧奨しなければならない。 市町村は、 一の保育所について、 当該保育所への入所を希望する

(5)

第三十二条 略

> (5) (7) (略)

(5) (7)

略)

い等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなけ育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がならにおいて、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保益準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める ればならない。 別等やむを得ない事中 育所において保育しな

、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うここの場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以

3 むを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のや旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には下町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望するとができる。 を公正な方法で選考することができる。

4 ばならない。これにいるときは、その保護者に 規定による報告又は通知を受けた児童について、 市町村は、 第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の 保育の実施の申込みを勧奨しなけれた児童について、必要があると認め

(5) 略

第三十二条 略)

250-

- 3 2 理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管》 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限及び第二十四 ることができる。

- 第三十四条の 市 家庭的保育事業を行うことができる。 らか 町村は、 じ め 十四 前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは 厚 生労働省令で定める事項を都道府県知 市町村は、 厚生労働省令 の定めるところにより、 事に届け 出て
- 出なけ ば ならない あらかじ ればならな 家庭的保育事業を廃止し、 厚生労働省令で定める事 又は休 項を都道府県知事 止 に届 るとき け

変更の日から一月以内に

その旨を都道府県

知

事に届け

出なけ

n

第三十四条の るために必要なもの 十五 家庭的保育事業を行う として 厚生労働省令 市 町村 める基準 を遵守 事業を実施 な

- 27 -

が、又は当該職員に、関係者に対して、庭的保育事業を行う市町村に対して、庭的保育事業を行う市町村に対して、 させ ることができる 場所に立ち入り 対して、 設備 して質問させ 前条の基準を維持 帳簿書類 必要 と認め そ . ற் 若 る事項の 他の 物件 る 件を検査 報告を

準用する。 八条の 六第二項及び第三項 0 規定は、 前 項 0 場合に つい て

、適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずられるに至つたときは、その事業を行う市町村都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準 することがでいることがでいることがでいることがでいます。 該基と 準認

3

長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の)市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に

第三十四条の十七 育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令のによる保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び三十四条の十七。家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業 きる の提供を行わなければならない。 げる事由があるときは、 当な行為をしたとき に基づいてする処分に違反したとき。 その市町 家庭的保育者が 村が この その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不 法律若しくはこれに基づく命令又はこれら その事業の制限又は停止を命ずることがで

4

都道府県知事は、

家庭的保育事業を行う市町村に対

して、

次に掲

第三十四条の十八 〜第三十四条の二十 (略)

第四十六条の二 は11-12年)と13の、13年の規定に基づく措置又は助産の実施若しく育委員会)からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しく育委員会)からこの法律の規定により保育所における保育を行うことの権第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権第三十二条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長(2011年) はならない。ことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、は母子保護の実施のための委託者しくは保育所におけ これを拒んで

養育事業及び家庭的保育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事だ四十九条。この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、

第

第三十四条の十四 〜第三十四条の十六 略)

- 28

第四十六条の二 きは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託を受けたと 員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会)からこの 員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会)からこの 場下十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第 第三十二条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長(

第四十 童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事処十九条。この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、

五十条 次に掲 げ る費用 は 都道府県の

支介とす

る。

第五十条

次に掲げ

る費用

は、

都道府県の支弁とする。

第

大一 |のう |こさ の三~九 (略) 四号並びに第五十六条第三項において同じ。) 四号並びに第五十六条第三項において同じ。) 次条第三号及び第 最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第 の三~九 (略)

に要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第育費用(保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するため穴の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保一〜六 (略)

(の三~九 (略)三項において同じ。

六

第五十一条 次に掲げ る費 用 は、 市 町村の 支弁とす

Ξ -· · = · 費用 市町村の設置する保育二 (略) 所における保育を行 うことに要す る保育

70 行うことに要する保育 費用の 者の設置する保育所における保育を

九八五、

· 十 (略) 家庭的保育事業(0) 実施に要す る費

略)

第五 す 費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担五号から第十号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二

第五十 -六条

2

第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は

第五十一条 · 市町村の設置する保育所に二 (略) 次に掲げ る費 用 は、 īħī 冏丁 村 の支弁とす

Ξ おける保育の 実施に要す ・る保育費用

[[[五〜七 (略) 実施に要する保育型 都道府県及び市町 費町 以外の者の設置する保育所における

- 29 -

五

八 九 (略)

第五十三条 する。 費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を除す、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十二条(第三号及び、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十二条(第三号まで、第五号の※五十三条(国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の 担る第

第五十六条 略)

(略)

3 第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支介し第五十条第六号の二に規定する保育費用を支介した都道府県 した都道府県又 た市市

収することができる。における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴め者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれら

4 10 (略)

第五 十六条の八

⑤ ② に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者られた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所ら 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定め)〜④ (略)

第五十 六条の九

2 略)

とができる。者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めるこ市町村長、保育所の設置者、家庭的保育者、子育で支援事業を行うに定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画

実施に保る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれ

る

4 10 略)

第五十六条の八 略)

2 4 (略)

(5) 施するため必要な協力を求めることができる。の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実られた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所られた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所

第五 十六条の九

(5)

6 者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。市町村長、保育所の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画

- 30

(傍線部分は改正部分)

は国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) 第四条 国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) 第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。 第1年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する放課後児童健全育成事で主法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する放課後児童健全育成事で事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事を号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準四(略) 四(略)	現 行
行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村	2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町
動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。	動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
	_
次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二	
第二十四条第二項に規定する保育の	
事業、同	
他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二	,
各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準	
	_
	5
(市町村行動計画)	(市町村行動計画)
第八条 (略)	第八条 (略)
2・3 (路)	2 · 3 (略)
市町村は、市町村行動計	
は、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させ	
るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	

ない。	 動告することができる。 動告することができる。 動告することができる。 動告することができる。 動告することができる。 無主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をしない。 最大の規定による届出又は第三項表するよう努めなければならない。	記 上が動省合で定めるところにより、 一般事業主は、一般事業主行動計画を第 つない。	2 (略) 第十二条 (略) (一般事業主行動計画の策定等)	4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとする	・3 (略) 九条 (略) (都道府県行動計画)	5
	めて当該届出をすべきことを勧告することができる。 合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場	3 略	2 (略) (一般事業主行動計画の策定等)	4 6 6 略	2 · 3 (略) 第九条 (略) (都道府県行動計画)	4 6 (略)

-253-

12 n を労働者に周知させるための措置を講ずるよう 前条第四項に規定する一般事業主は、 又は変更 たとき 厚 労働省令で定める 般事業主行動計 多めなければならところにより、こ 画を策定

2

の規定による措置 規定による措置を講じ前条第六項の規定は、 ない場合 ない場合に 合について進用する一項に規定する一 般事業主が第 項

(基準に適合す る 一般事業主の認定)

コーラである基準に適合によってままを主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定けところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動出国をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めて届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めて「基準に近く」 るものである旨の認定を行うことができる。 た目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合す当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定め 厚生労働省令で定める(は第四項の規定による) 、行動を定める

施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるもの働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実一般事業主に対して、一般事業主又はこれらの規定による届出をした7十八条。国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主(一般事業主に対する国の援助) とする。

千九条

- 2 3
- は、 ならない。 特定事業主は、 遅滞なく、 これを職員に周知させるための措置を講じなければ、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したとき
- 特定事業主は、 毎年少なくとも一回、 特定事業主行動計画に基づ

(基準に適合する一般事業主の認定)

第

標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するもの事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるとこれ上至条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出土工条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出 のである旨の認定を行うことができる。

第十 一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業行動計画を策定する一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした7十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主(一般事業主に対する国の援助) 導その他の援助の実施に努めるものとする。

九 条

2 第十 . 3 路)

2 6 第二十二条 臣、国家公安委員会、 環境省令とする。 く措置の実施の状況を公表しなければならない (主務大臣等) 第七条第二項第三号における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣とする。 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、十二条 (略) (略) 文部科学省令 農林水産省令、 文部科学大臣、農林水産大臣、 経済産業省令 厚生労働省令 国土交通省令 | 経済産業大臣 | は、厚生労働大 | 内閣府 2 第二十二条 4 、国土交通大臣及び環境大臣とする。臣、国家公安委員会、文部科学大臣、 (主務大臣) 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、十二条 (略) 略) 、農林水産大臣、 経済産業大臣 厚生労働大

- 34 -

(傍線部分は改正部分)

7 | 2 第八条 2 第 う努めなければ 匹 七条 Ξ 動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、 都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期とし几条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、(都道府県行動計画) (市町村行動計 <u>:</u> 努めなければなら .関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況 5 業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事二年法律第百六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の実施二、次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十 各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準 略) (略) (略) 略) 略) ならない。これを変更することその他の 画 改 正 案 必要な措置を講ずるよ して、地域におっ五年ごとに、火 市町 7村行 け当 る該 | 都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期とし第九条 | 都道府県は、行動計画策定指針に即して、| (都道府県行動計画) 7 2 第八条 3 2 第七条 几 չ 5 Ξ --動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につ (市町村行動計 6 各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施 略) (略) (略) 略) 略) 現 行 五年i Ę 地 き E 市 お 町 4ける該 村 行

- 35

その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに 行動計画」という。 (略))を策定するものとする。

あると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講
状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要が
都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の ずるよう努めなければならない。

いう。) であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」と(一般事業主行動計画の策定等) 旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。 策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその 実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。 行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が 以下同じ。)を

4 2 るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚 3 一般事業主であって、 常時雇用する労働者の数が百人以下のもの

(委託募集の特例等)

する。 する。

「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとと家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の整備、子どもを育成・104隻968カカ成長に資する教育環境の整備、子どもを育成 する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子ど子育ての支援、厚性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、

2

(一般事業主行動計画の策定等)

7

略)

は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主いう。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるもの第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」と の旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とするを策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にそ が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。 以下同じ。

2 3

5 4 るよう努めなければならない。これ生労働省令で定めるところにより、は、行動計画策定指針に即して、一 \mathcal{O} (第十六条第一項及び第二項にお一般事業主であって、常時雇用す 常時雇用する労働者の数が三百人以下の これを変更したときも同様とす 7、厚生労働大臣にその旨を届け出一般事業主行動計画を策定し、厚上がいて「中小事業主」という。こ る。

(委託募集の特例等

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、第二等十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、第二等を構成員である中小事業主団体の構成員である一般事業主団体の構成員である一般事業主団体の構成員である一般事業主団体の構成員である一般事業主団体の構成員である一般事業主団体の関しが、第二等に関いた。 第十六条

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主については、適用の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、適用で第三項の規定は、当該構成員である中小事業主が、当該承、第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承

- 37 -

(第六条関係) ○ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄)

0

(傍線部分は改正部分)

4	3 2 第	
(略)三〜十三 (略)三〜十三 (略)	厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福の福館、 「略」 「略」 「の事業を第二種社会福祉事業、一時預かり事業又は小規援訪問事業、地域子育で支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支育成事業、子育で短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支付、 「の」 「の 「 の 「 の 」 「 の 」 「 の 」 「 の 」 で に	改 正 案
4 (略) 三〜十三 (略)	び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業と「略」 (年) (年	現行

(附則第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

2~4 (略) 2~ 九~十六 (略) 九~十六 (略) 九の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 九の項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前の項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前の項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前の項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前の項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前の方式を持ちません。	当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第一にするもの(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を年法律第百三十三号)第十一条第一項第三号の規定により同号に	項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和三十八四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一十二年、	改正案
4 (略) ・十六 (略) ・十六 (略) ・十六 (略)	もので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項にるもの(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するる養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にす第百三十三号)第十一条第一項第三号の規定により同号に規定す	定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和三十八年法律四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三に規配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十八 扶養親族 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、第二十三条 道府県民税に関する用語の意義)	現行

- 39 -

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義(市町村民税に関する用語の意義)

定により同法第六条の三第一項に規定する里親に委託された児童配偶者を除く。)並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規扶養親族(市町村民税の納税義務者の親族(その納税義務者の

児童 定により同法第六条の三に規定する里親に委託された児童及び老の規 配偶者を除く。)並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (市町村民税に関する用語の意義)

- は、 ~、、

に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年のるもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項るもの(第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にす及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定す 合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

九 { 4

> する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定で高項に規定する青色事業専従者に該当するもの受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護 得金額が三十八万円以下である者をいう。

九

257-

- 40 -

سيد طبي سيران و

(傍線部分は改正部分)

3 (略) 三〜六 (略) 三〜六 (略) 三〜六 (略) 三〜六 (略) 実託に係る児童自立生活援助の実施の用 を託に係る児童自立生活援助の実施の用	(無償貸付) (無償貸付) (無償貸付) (無償貸付) (無償貸付) (無償貸付)	改正案
を受けて行う当該 ハ・コ (略) 三~六 (略)		現
	(略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 大会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるとうにより、無償で貸し付けることができる。 (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (格) ・ (格)	行

(附則第十二条関係)○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年年法律第百五十五号)(抄)

3~13(烙)	3~13 (略)
二·三 (略)	- - (路)
児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業
児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた	一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた
いう。	いう。
2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業を	2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業を 2
第二条 (略)	第二条 (略)
(定義)	(定義)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

. . .

-258-

(附則第十三条関係)○ 児童扶養手当法(昭和三十六年年法律第二百三十八号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(支給要件)	(支給要件)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに 2	2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに
該当するときは、当該児童については、支給しない。	該当するときは、当該児童については、支給しない。
一~四 (略)	一~四 (略)
五 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第一	五 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三
里親	定する里親に委託されているとき。
六・七 (略)	六・七 (略)
3 (略)	3 (略)

○ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

2 (略) 2 (略) (略)	円以下である者をいう。 (市町行の採るべき指標 でする給与の支払を受け でする給与の支払を受け でする給与の支払を受け でする給与の支払を受け でする給与の支払を受け	第二条 この法律において、	
八 (略)	可以下である者をいう。 ではいいた老人でその居住者と生計 でする給与の支払を受けるもの及び同条 でする給与の支払を受けるもの及び同条 でする給与の支払を受けるもの及び同条 でする給与の支払を受けるもの及び同条 でする給与の支払を受けるもの及び同条 である者をいう。	(昭和三十八年去津第百三十三号)第十一条第一第一項(定義)に規定する里親に委託された児童第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第天養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者をるところによる。	改正
	合計所得金額が 合計所得金額が 合計所得金額が 合計所得金額が	三十八年去津第百三十三号)第十一条第一項第三号(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六(略) (略) (略) (の居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)が、居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)が、	案
2 (略) 三十四の二~四十八 (略)	である者をいう。	を (昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第三号(市町人 条の三(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法 第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六 三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。) 三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。) (定義)	現

-259-

二十一~三十三 (略)	十二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二の二十一 (略)	改正案
二十一~三十三 (略)	一〜二十の二十一 (略)別表第一(第二条関係)	現行

(附則第十六条関係) ○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(抄)

現行
(児童虐待を行った保護者に対する指導等)
第十一条 (略)
2~4 (略)
5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該
勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著し
く当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童
福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。
1 3 Z 🕏 📗

- 46 -

(傍線部分は改正部分)

現

行

第三条 会。 省令・厚生労働省令で定める場合にあっては、都道府県の教育委員任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学 法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年ている旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認 (教育、 府県を除く。) 以下同じ。 略) 幼稚園又は保育所等 保育等を $\overline{}$ は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合し、保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都 の認定を受けることができる。 総合的に提供する施設 改 Œ 0 案 認定等) 第三条

母に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 大条第一項に規定する幼児に対する保育を行うこと。 大条第一項に規定する幼児に対する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保 でおける同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需 でおける同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需 でおける同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需 でおる場合にあって は、当該保育所が廃在する市町村(特別区を含む。以下同じ。) は、当該保育所が所在するが児に対する保育を行うこと。

2

十三条 (略) (児童福祉法等の特例) 略)

私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、 次の

숛 以下同じ。)の認定を受けることができる。

(略)

- 47 -

号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保まが、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)ない、当該保育所である場合にあって外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあって 九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、 当該施設が保育所等である場合にあっては、 児童福祉法第三十 当該幼児以

三.四

2 3

第

2 - 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用につ汗ー三条 (略)(児童福祉法等の特例) ٧١ て は、 次の

1表 司の 表の下欄に掲げる字句とする。 上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞ

れ同表の下欄に掲ける字句とする	ける字句とする。	
(略)	(略)	(略)
第四十六条の二	都道府県知事又は市町村長((略)
	第三十二条第三項の規定によ	
	り保育所における保育を行う	
	ことの権限及び第二十四条第	
	一項ただし書に規定する保護	
	の権限が当該市町村に置かれ	
	る教育委員会に委任されてい	
	る場合にあつては、当該教育	
	委員会)からこの法律の規定	
	に基づく措置又は助産の実施	
	若しくは母子保護の実施のた	
	めの委託若しくは保育所にお	
	ける保育を行うことの委託	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第五十六条第八	(略)	(略)
項	本人又はその扶養義務者	私立認定保育
		所における保
		育を行うこと
		に係る児童の
		保護者
). [·		

れ同表の下欄に掲げる字句とする。表のの一欄に掲げる字句は、表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞ

١.				····		
ìì	1	9 第五十六条第八	(路)		第四十六条の二	(略)
		本人又はその扶養義務者 (略)	(略)	(略) 第三十二条第三項の規定により保育の実施等のための委託 育の実施等のための委託 第の実施等のための委託 第の実施等のための委託	都道府県知事又は市町村長((略)
	護者係る児童の保	保育の実施に (略)	(略)	略)	(略)	(略)

4

私立認定保育所の設置者が定める額を当該私立認定保育所に支払わにおける保育を行うことに係る児童の保護者は、保育料として当該第三項の規定は、適用しない。この場合において、私立認定保育所定する保育費用をいう。以下同じ。)については、同法第五十六条定する保育費の保育費用(児童福祉法第五十条第六号の二に規 4 係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者がより読み替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に第三項の規定は、適用しない。この場合において、第二項の規定に定する保育費用をいう。以下同じ。)については、同法第五十六条定する保育費の保育費用(児童福祉法第五十条第六号の二に規

5~8 (略) 定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならない。

-262-